

平成 25 年度第 2 回人事委員会定例会会議結果

1 開催日時 平成 25 年 4 月 25 日 (木) 午前 10 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司
委員 伊藤 方子
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭
総括課長 花山 智行

4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、協議事項 1、報告事項 1～報告事項 7 について非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

(公開)

協議事項 1 平成 25 年岩手県任期付職員採用試験の実施について

(非公開)

報告事項 1 平成 25 年職種別民間給与実態調査の実施概要について

(非公開)

報告事項 2 平成 25 年度採用試験の合否判定等について

(非公開)

報告事項 3 平成 24 年度採用候補者名簿からの採用状況について

(非公開)

報告事項 4 平成 25 年度岩手県警察官 (武道指導) 採用選考試験の実施について (非公開)

報告事項 5 平成 25 年度岩手県身体障がい者採用選考試験の実施について (非公開)

報告事項 6 平成 25 年度岩手県警察官 (警部補及び巡査部長) 昇任試験の実施について

(非公開)

報告事項 7 仕事と家庭の両立支援について

(非公開)

報告事項 8 平成 25 年度東北・北海道人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について

(公開)

報告事項 9 平成 25 年度岩手県人事委員会事務局業務方針について

(公開)

5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

〔議案第 1 号〕 資料はこちら

公平事務委託市町村等の組織の改編等に伴い、管理職員等の範囲を指定することについて、決定した。

〔報告事項 8〕

平成 25 年度東北・北海道人事委員会協議会委員長・事務局長会議の概要について、報告があった。

〔報告事項 9〕

平成 25 年度岩手県人事委員会事務局業務方針について、報告があった。

(2) 非公開とした会議

〔協議事項 1〕

平成 25 年岩手県任期付職員採用試験の実施について、協議した。

〔報告事項1〕

平成25年職種別民間給与実態調査の実施概要について、報告があった。

〔報告事項2〕

平成25年度採用試験の合否判定等について、報告があった。

〔報告事項3〕

平成24年度採用候補者名簿からの採用状況について、報告があった。

〔報告事項4〕

平成25年度岩手県警察官（武道指導）採用選考試験の実施について、報告があった。

〔報告事項5〕

平成25年度岩手県身体障がい者採用選考試験の実施について、報告があった。

〔報告事項6〕

平成25年度岩手県警察官（警部補及び巡査部長）昇任試験の実施について、報告があった。

〔報告事項7〕

仕事と家庭の両立支援について、報告があった。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

F A X 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

議案第 1 号**公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
について**

平成 25 年 4 月 25 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 改正の趣旨

公平事務委託市町村等の組織の改編等に伴い、管理職員等の範囲を指定しようとするものである。

第 2 改正の内容

- 1 公平事務委託市町村等から管理職員等の指定の内申があった職のうち、指定する必要がある職を規則別表中の当該公平事務委託市町村等の項に加えること。
- 2 既に管理職員等に指定されている職のうち、次に掲げるものを削ること。
 - ア 廃止された職
 - イ 組織の現状、分掌事務及びその有する権限から見て指定しておくことが適当でない職
- 3 その他所要の改正を行うこと。

第 3 施行期日（附則関係）

公布の日から施行すること。

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後	
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）	
1 宮古市		1 宮古市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (復興推進室、秘書室、きれいなまち 推進室及び子育て支援室の室長に限 る。) 総務課の副主幹及び主査(法規 審査の事務を担当する者に限る。) 企画課の副主幹(秘書の事務を担当す る者に限る。) 財政課の副主幹及び 主査(予算及び庁舎管理の事務を担当 する者に限る。)	市長の 事務部 局	本庁 部長 危機管理監 会計管理者 次長 課長 産業支援センター所長 室長 (秘書室、きれいなまち推進室及び子 育て支援室の室長に限る。) 総務課 の主査(人事、給与、服務、職員団体 及び法規審査の事務を担当する者に 限る。) 企画課の副主幹(秘書の事務 を担当する者に限る。) 財政課の副 主幹及び主査(予算及び庁舎管理の事 務を担当する者に限る。)
	[略]		[略]
[略]		[略]	
2 大船渡市		2 大船渡市	
組 織	職 員	組 織	職 員
[略]		[略]	
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(経営法制室、大船渡魚 市場建設推進室及び工事検査室の次長 に限る。) 秘書広聴課の課長補佐及 び秘書係長 総務課の課長補佐(人事 、給与及び服務の事務を担当する者に 限る。)及び人事係長 財政課の課長 補佐(予算の事務を担当する者に限る 。)及び財政係長	市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 局長 部長 室長 課長 所長 次長(大船渡魚市場建設推進 室の次長に限る。) 秘書広聴課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐(人事、給与及び服務の事務を担当 する者に限る。)及び人事係長 財政 課の課長補佐(予算の事務を担当する 者に限る。)及び財政係長
	[略]		[略]
三 陸 支 所	支所長 課長	三 陸 支 所	支所長

[略]
[略]

3 花巻市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐（ <u>秘書の事務を担当する者に限る。</u> ）及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	保 育 園	[略] 園長（西公園保育園、日居城野保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）
[略]		

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事 務 局	教育長 <u>教育次長</u> 課長 総務課の課長補佐
[略]		
[略]		

5～7 [略]

8 陸前高田市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	

[略]
[略]

3 花巻市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 課長 室長（国際交流室の室長に限る。） 所長（市民生活総合相談センターの所長に限る。） 総務課の課長補佐（法規の事務を担当する者に限る。）及び法規文書係長 人事課の課長補佐、意識改革推進係長及び給与厚生係長 管財課の課長補佐 秘書政策課の課長補佐及び秘書政策係長 企画調整課の課長補佐 財政課の課長補佐及び財政係長
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	保 育 園	[略] 園長（西公園保育園及び宮野目保育園の園長に限る。）
[略]		

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	事 務 局	教育長 <u>教育部長</u> 課長 総務課の課長補佐
[略]		
[略]		

5～7 [略]

8 陸前高田市

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
<u>選挙管理委員 会の事務局</u>	事務局長	

監査委員の事務局	[略]
[略]	

9 釜石市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	本庁 部長 副室長 危機管理監 会計管理者 部次長 課長 事務局次長 所長 (地域包括支援センター及び仮設住宅運営センターの所長に限る。) 室長 (世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、リーディング事業推進室及び廃棄物対策室の室長に限る。) 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]
教育委員会の事務局等	事務局 教育長 教育次長 課長 <u>指導監</u>
	[略]
[略]	

10 二戸市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	[略] 総合支所 支所長 課長 <u>室長</u>
	[略]
教育委員会の事務局等	事務局 教育長 部長 課長 <u>主幹</u>
	小学校及び中学校 [略]
	<u>埋蔵文化財</u> 所長

監査委員の事務局	[略]
[略]	

9 釜石市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	本庁 部長 副室長 危機管理監 <u>技監</u> 会計管理者 部次長 課長 事務局次長 所長 (地域包括支援センター及び仮設住宅運営センターの所長に限る。) 室長 (世界遺産登録推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、 <u>用地調整室</u> 、 <u>復興住宅整備室</u> 、リーディング事業推進室及び廃棄物対策室の室長に限る。) 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]
教育委員会の事務局等	事務局 教育長 教育次長 課長
	[略]
[略]	

10 二戸市

組織	職員
[略]	
市長の事務局	[略] 総合支所 支所長 課長
	[略]
教育委員会の事務局等	事務局 教育長 部長 課長 <u>副主幹(人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。)</u>
	小学校及び中学校 [略]

	ン タ ニ	
[略]		

11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐
	[略]	
	福 祉 事 務 所	[略]
	介 護 セ ン タ ー	所長
	[略]	
	歯 科 診 療 所	[略]
	保 育 所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	幼 稚 園	園長（佐倉河幼稚園及び南都田幼稚園の園長に限る。）
[略]		

13 [略]

14 葛巻町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の主任主査

[略]		

11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 室長（行財政改革推進室及び国体推進室の室長に限る。） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐
	[略]	
	福 祉 事 務 所	[略]
	[略]	
	歯 科 診 療 所	[略]
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	幼 稚 園	園長（佐倉河幼稚園の園長に限る。）
	保 育 所	所長（前沢保育所の所長に限る。）
[略]		

13 [略]

14 葛巻町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務企画課の室長（給与、予算、法規審査及び庁舎管理の事務を担当する者に限る。） 政策秘書課の室長

	病院	病院長 副院長 科長 事務局長 看護師長
[略]		

15 [略]

16 滝沢村

組織	職員
[略]	
教育委員会の事務局等	教育長 部長 課長（担当課長を除く。）
	[略]
[略]	

17 紫波町

組織	職員
[略]	
町長の事務局	本庁 [略]
	保育所 [略]
[略]	

18 [略]

19 西和賀町

組織	職員
[略]	
町長の事務局	[略]
	病院 病院長 副院長 外科医長 歯科医長 看護師長 事務長
	[略]
[略]	

20~22 [略]

23 大槌町

組織	職員
[略]	
町長の事務局	本庁 会計管理者 部長 局長 課長 室長（出納室、復興推進室、被災者支援室及び情報化推進室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主任主査
[略]	

	病院	病院長 理事 副院長 科長 事務局長 看護師長
[略]		

15 [略]

16 滝沢村

組織	職員
[略]	
教育委員会の事務局等	教育長 部長 課長（担当課長を除く。） 室長
	[略]
[略]	

17 紫波町

組織	職員
[略]	
町長の事務局	本庁 [略]
	情報交流館 事務局長
	保育所 [略]
[略]	

18 [略]

19 西和賀町

組織	職員
[略]	
町長の事務局	[略]
	病院 病院長 副院長 外科医長 歯科医長 総括看護師長 事務長
	[略]
[略]	

20~22 [略]

23 大槌町

組織	職員
[略]	
町長の事務局	本庁 会計管理者 部長 局長 課長 室長（出納室及び被災者支援室の室長に限る。） 総務課の主幹及び主任主査
[略]	

24～32 [略]

24～32 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

H25管理職員検討表

番 号	規 則 順 号	市 町 村 等 名	組	織	検 討 対 象 の 職			管 理 職 員 等 指 定 基 準			備 考		
					所 属 名	職 名	内 申 状 況	格 付	部 下 数	該 当 基 準		指 定 要 否	理 由
1	1-1	宮古市	市長の事務 部局	本庁	復興推進室 総務課	室長 副主幹 主査(法規審査 に関する者に限 る。) 主査(人事、給与、 給与、職員団 体及び法規審査 に関する者に限 る。)	廃止 廃止 新規	行4	4	第1-8	削除 削除 要	職の廃止による。 職の廃止による。 指定基準のとおり。	復興推進室を復興推進課へ組織 改編したもの。 人事異動により、人事、給与、 職務及び職員団体に關する事務 担当が副主幹から複数名在籍す る主査のうちの1名となったこ とによる。
2	1-2	大船渡市	市長の事務 部局	本庁	経営法制室 工事検査室	次長 次長	廃止 廃止				削除 削除	職の廃止による。 事務権限が課長と同等でなく なったことによる。	経営法制室の廃止による。 課長会議等に出席し、市政の政 策決定に携わるなど、重要な行 政上の決定を担当する職とし て、基準第1-5相当として指定し ていたものであるが、それらの 権限等がなくなつたもの。
3	1-3	花巻市	市長の事務 部局	三陸支所 本庁	秘書政策課	課長 課長補佐(秘書の 事務を担当する 者に限る。) 課長補佐	廃止 継続	行4	9	第1-7	削除 要	職の廃止による。 指定基準のとおり。	秘書政策課の課長補佐が2名体 制から1名体制になつたことに 伴い、「秘書の事務を担当する 者に限る。」の文言を削除する もの。
4	1-4	北上市	教育委員会の事務 部局等	保育園 事務局	日居城野保育園 教育次長 教育部長	園長 教育次長 教育部長	削除 継続	行7	201	第1-9	削除	部下職員の減少による。 職名の変更による。	
5	1-5	久慈市			改正なし								
6	1-6	遠野市			改正なし								
7	1-7	一関市			改正なし								
8	1-8	陸前高田 市	選挙管理委 員会の事務 部局	事務局		事務局長	新規	行5	1	第1-12	要	指定基準のとおり。	専任職員の配置による。
9	1-9	釜石市	市長の事務 部局	本庁	復興推進本部 用地調整室 復興住宅整備室	技監 室長 室長 指導監	新規 新規 新規 廃止	行7 行6 行6	49 20 6	第1-4 第1-5 第1-5	要 要 要 削除	指定基準のとおり。 指定基準のとおり。 指定基準のとおり。 職の廃止による。	復興建設技監の新設による。 用地調整室の新設による。 復興住宅整備室の新設による。

公平事務委託市町村等
管理職員等指定基準

岩手県人事委員会

公平事務委託市町村等管理職員等指定基準

平成 19 年 3 月 1 日 岩手県人事委員会議決

第 1 趣旨

この基準は、岩手県人事委員会に公平事務を委託している市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「公平事務委託市町村等」という。）について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき岩手県人事委員会が定める「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」（昭和 41 年 8 月 19 日人事委員会規則第 22 号）における管理職員等の指定基準及び指定手続について定めるものである。

第 2 指定基準

1 市

本庁にあっては別表第 1 に、公の施設等にあっては別表第 2 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

2 町村

本庁にあっては別表第 3 に、公の施設等にあっては別表第 4 に掲げるいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

3 一部事務組合及び広域連合

別表第 5 のいずれかの項目に該当する職は、当該職への専任者の配置の有無にかかわらず、原則として管理職員等の職として指定する。

第 3 管理職員等の指定手続

1 管理職員等の職の指定に当たっては、岩手県人事委員会は、当該公平事務委託市町村等からの「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」改正の内申を求めるものとする。ただし、法改正等による文言整理等実質的な指定内容に変更がないと認められる職については、同規則の改正内申によらず、岩手県人事委員会の職権により当該公平事務委託市町村等の了解を得て指定することがある。

2 第 2 の基準により難い特別の事情がある旨公平事務委託市町村等から申出があった場合には、岩手県人事委員会は、当該公平事務委託市町村等の組織機構、分掌する事務の内容、権限の分配等について詳細に説明した資料の提出を求め、個別に協議するものとする。

3 上記 2 の協議を行った場合には、岩手県人事委員会は、地方公務員法第 52 条第 3 項の規定の趣旨及び他市町村等の状況を勘案して指定の要否を判断するものとする。

第 4 管理職員等の指定の根拠条項について

別表 1 から別表 5 における管理職員等の指定に関する地方公務員法第 5 2 条第 3 項ただし書きの根拠条項の区分は次のとおりとする。

1 ただし書 重要な行政上の決定を行う職員

2 ただし書 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員

3 ただし書 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員

4 ただし書 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責

任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員

- 5 ただし書 その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員(重要な政策権限は有しないが、部下職員の服務権限を有する等、当局の立場に立って部下を指揮監督する職員を含む。)

附 則 本基準は、平成 19 年 4 月 1 日以降に施行する「公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則」の改正から適用する。

別表 第 1 (市 本庁)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
議会事務局	1 事務局の長の職	ただし書
	2 事務局の長の職を直接補佐する職(市長の事務部局における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等以上の格付けの職に限る。)	ただし書
市長の事務部局	3 会計管理者の職	ただし書
	4 部長及び部長を直接補佐する職又はこれらと同等の格付の職で、かつ、同等の権限を有する職	ただし書 ただし書
	5 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書
	6 室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の格付けにあり、行政改革等の組織の改革において重要な行政上の決定を担当する職	ただし書
	7 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書 ただし書
	8 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織で、当該事務を担当する係長又はこれに相当する職	ただし書 ただし書
教育委員会の事務局等	9 教育長及び教育次長又は教育次長に相当する職	ただし書
	10 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書
	11 人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書 ただし書
選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局	12 事務局の長の職(服務上の権限を有する部下職員 1 名以上の組織に限る。)	ただし書

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務(併任)職員は含めないものとする。

別表 第2 (市 公の施設等)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 比較的規模の大きい公の施設等の長の職（長が非常勤職員の場合は次席の者）で、服務上の権限を有する者（部下職員5名以上の施設に限る）	ただし書
市長の事務 部局	2 総合出先機関の長の職	ただし書
	3 総合出先機関の長の職を直接補佐する職（本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等以上の格付けの職に限る。）	ただし書
	4 総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織と同等の組織の長の職	ただし書
	5 福祉事務所及び保育所等福祉に関する事務を所掌する機関の長の職（部下職員5名以上の組織に限る。）	ただし書
	6 病院、診療所及び歯科診療所の長の職	ただし書
	7 病院及び診療所の長の職を直接補佐する職	ただし書
教育委員会 の事務局等	8 総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織と同等の組織の長の職	ただし書
	9 小中学校の校長及び教頭	ただし書
	10 幼稚園の園長（部下職員5名以上の組織の長に限る。）	ただし書

備考1 「総合出先機関」とは、市町村合併等の結果、本庁舎とそれ以外の庁舎の関係について「総合支所方式（本庁機能を有する組織に対し一定区域の行政を担う組織が別があり、当該組織に総合支所長など統括する職がある場合）を採用した場合における合併前の旧市町村の本庁に相当する規模の組織を指し、住民窓口のみを担う出張所等は含まない。

なお、本庁舎とそれ以外の庁舎の関係について「分庁舎方式」（本庁機能を有する組織が本庁舎以外の庁舎にもある場合）を採用した場合は、当該分庁舎の組織は本庁の組織とみなす。

備考2 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

備考3 「病院及び診療所の長の職を直接補佐する職」とは、副院長、事務局長、総看護師長等病院等の運営に携わる地位にある職をいうものとする。

別表 第3 (町村 本庁)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
議会事務局	1 事務局の長の職	ただし書
町村長の事務部局	2 会計管理者の職	ただし書
	3 部長及び部長を直接補佐する職又は部長がいない場合に室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職より上位の格付の職	ただし書
	4 室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	ただし書
	5 秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	ただし書 ただし書
教育委員会の事務局等	6 教育長及び教育次長又は教育次長に相当する職	ただし書
	7 町村長部局と同等の室若しくは課又はこれに相当する組織を設置している場合、当該組織の長の職	ただし書
	8 町村長部局と同等の人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者。	ただし書 ただし書
選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局	9 事務局の長の職（服務上の権限を有する部下職員1名以上の組織に限る。）	ただし書

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

別表 第4 (町村 公の施設等)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項
共通	1 比較的規模の大きい公の施設等の長の職（長が非常勤職員の場合には次席の者）で、サービス上の権限を有する者（部下職員5名以上の施設に限る）	ただし書
町村長の事務部局	2 保育所等福祉に関する事務を所掌する機関の長の職（部下職員5名以上の組織に限る。）	ただし書
	3 病院、診療所及び歯科診療所の長の職	ただし書
	4 病院及び診療所の長の職を直接補佐する職	ただし書
教育委員会の事務局等	5 小中学校の校長及び教頭	ただし書
	6 幼稚園の園長（部下職員5名以上の組織に限る）	ただし書

備考1 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員は含めないものとする。

備考2 「病院及び診療所の長の職を直接補佐する職」とは、副院長、事務局長、総看護師長等病院等の運営に携わる地位にある職をいうものとする。

別表 第5 (一部事務組合及び広域連合)

任命権者	管理職員として指定する職	根拠条項	
共通	1 会計管理者の職（地方自治法第292条関係）	ただし書	
	2 事務局の長の職	ただし書	
	専任職員数10人以上の団体	3 事務局の長の職を直接補佐する職にあり、かつ、秘書、人事、給与、サービス、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を担当する者	ただし書
		4 組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の職位にある者でサービス上の権限を有する者（部下職員3名以上の組織に限る）	ただし書 ただし書
		5 秘書、人事、給与、サービス、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職（組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職と同等以上の職位にある者に限る）	ただし書 ただし書
	専任職員数10人未満の団体	6 事務局の長の職を直接補佐する職（事務局の長が専任の職ではない場合に限る）	ただし書

備考 「部下職員」とは、当該組織における専任職員を指し、兼務（併任）職員及び消防職員は含めないものとする。